

第15回
旭市都市計画審議会
議事録

日 時：令和3年2月18日（木）

場 所：旭市役所3階委員会室

第15回 旭市都市計画審議会

会議年月日 令和3年2月18日(木)

場 所 旭市役所3階委員会室

出席委員 学識経験者 島田 和幸
" 小関友紀子
" 栗栖 新
" 野口 欣一
旭市議会議員 木内 欽市
" 向後 悦世
関係行政機関 宮下 直也
公募委員 加瀬 拓治

市長 明智 忠直

事務局 都市整備課 課長 栗田 茂
" 副課長 浪川 正彦
" 副主幹 宮崎 一成
" 主査 吉田 陽平
" 副主査 片岡 俊一
環境課 課長 高根 浩司
" 副主幹 江嶋 直意
" 副主幹 向後 公隆

傍聴人 なし

旭市都市計画審議会 議事日程

日 時 令和3年2月18日(木)
午前10時30分
場 所 旭市役所3階委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

- (1) 議案第1号 旭都市計画ごみ焼却場の変更(東総塵芥処理組合ごみ焼却場の廃止)
ついて(付議)

5 閉 会

1. 開 会

○司 会

それでは皆様、定刻となりましたので、これより第 15 回旭市都市計画審議会を開会いたします。
本日、進行を務めさせていただきます都市整備課浪川と申します。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○司 会

はじめに、島田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。
島田会長、よろしくお願いいたします。

○会 長

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、またコロナ感染対策におきまして緊急事態宣言の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の議題でございますけれども、東総塵芥処理組合ごみ焼却場の廃止についてでございます。

このごみ焼却場の廃止につきましては市民の多くの方々が関心を持ってこられたと思います。なぜかといいますと、現在のごみ焼却場は非常に利便性の良い所に設置されておりました。直接搬入する方も非常に多かったんですね。このごみ焼却場が廃止になれば粗大ごみなどは新しくできる銚子まで直接搬入しなければならないのかとか、時間も手間もかかるのかなとか、直接搬入できない方はどうするのか、専門業者に頼んだらお金もかかるな、などの話がありました。私自身もそういったことを感じていた一人であります。しかしながら、昨年 12 月の広報や先日（2 月 15 日号）の広報に、ごみ処理に関することが詳しく掲載されまして、現在のごみ処理場は中継施設として存続とのことでありましたのでほっと一安心したところであります。

今後は新しい施設によりまして、さらなる環境対策が進められていくわけでございますけれども、これを機に市民一人一人が減量化に取り組んでいかなければならないと思っております。

本日は環境課の皆様もご出席なされておりますので、環境に関連するご質問等あればお願いしたいと思います。では本日の議題につきましてのご審議をよろしくお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

3. 市長あいさつ

○司 会

つづきまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

○市 長

おはようございます。

1 年 1 か月～2 か月続きました新型コロナウイルス感染症、ようやく昨日からワクチンの接種が始まりました。今は医療関係者約 380 万人くらいですか、それから 4 月に入って 65 歳以上の方々に接種が始まるということになっております。ようやく長い長いトンネル、我慢の年を脱出できるのかなと希望を持っているところでございます。皆様におかれましてもこれまで本当に大変な苦労の中で新型コロナウイルスに感染しないようにいろいろな面で心配り気遣いご努力をされたものと心から御礼申し上げます。

おかげさまで、旭市は県下 54 市町村、市部では 37 ですが、市部の中では下から 2 番目に発生が少ないということで、皆様方のご協力の賜物だと思っております。これからまだまだ気の許せない状況が続くと思っておりますので、今までのように新しい日常生活、三密、マスクや手洗いなどを守っていた

だきながら頑張ってくださいますことをあらためてお願いを申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の都市計画行政につきましてご支援、ご協力をいただき重ねて御礼を申し上げます。

本市の都市計画においては、基本方針である旭市都市計画マスタープランを策定し、昨今の人口減少、高齢化の進展、防災性の向上、良好な景観の保全・形成等、これからの社会経済情勢の変化にも対応した都市計画の取り組みを推進しているところでございます。

さて、本日ご審議いただきます旭都市計画ごみ焼却場の変更について（ごみ焼却場の廃止）でございますが、先ほど会長からお話がありましたとおり旭市では、昭和43年から、ごみの焼却と粗大ごみの処理に関連する事業を実施してまいりましたが、4月1日から旭市・銚子市・匝瑳市のごみ処理については、銚子市内に設置された新たな広域ごみ処理施設において実施することとなりました。これに伴い、旭市でのごみの焼却や粗大ごみの処理に関連する事業を廃止するため、ごみ焼却場を廃止する都市計画変更を行うものであります。

なお、広域ごみ処理施設稼働後は、現在の旭市クリーンセンターは、処理施設から旭中継施設に変更し、将来的にはごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設を解体し、整備することを予定しております。

最後になりますけれども、この機会に私のほうから時間があれば皆様方にいろいろな協議をしていただきたいと思いますが、合併して15年経過するわけでありまして、旭市の都市計画区域については旧旭市が都市計画区域がありますし、旧3町は都市計画区域でないわけでありまして、健全な公平公正なまちづくりを進めていくために、やはり同じレベルでそういったものがあればよいのではないかとわたくし自身考えているわけでありまして、その辺についても都市計画審議会委員の皆様方にはいろいろと持論があると思っておりますけれども、機会ごとにそういった部分もできれば話し合っていたきたいなど。都市計画区域になっても、税というものは別でありますので、税が区域になったらかかるのではないかと、とそういうようなことは将来の問題でありまして、ただまちづくりの根本であります都市計画区域の設定についてあらためて皆様方にもそういった部分をこれからの日常活動の中でいろいろと研究研鑽をしていただければありがたいなどそのように思っているところであります。

委員の皆様方には、市政に対する優れた識見を生かしていただき、何とぞご審議を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。以上です、ありがとうございました。

○司 会

それではここで、皆様にご報告させていただきます。

旭市都市計画審議会条例第2条第2項第2号に定める市議会議員のうちから任命する委員につきまして、前任であります伊藤保委員にかわりまして、新たに木内欽市委員が任命されましたので、ご紹介させていただきます。旭市議会議長木内欽市様でございます。

○木内委員

この度議長に就任いたしました、この重要な審議会であります旭市都市計画審議会委員に任命されました木内でございます。ただ今市長のごあいさつにもございましたが、このあと都市計画の変更とか大事な審議会であります。皆様方の知恵をいただきながらお仲間として一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○司 会

次に、本日出席しております職員について報告いたします。

議案第1号につきまして、都市整備課及び環境課の職員が出席しております。また、都市整備課により本審議会の庶務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席者の報告は以上でございます。

大変恐縮でございますが、市長はここで退席させていただきます。

・・・・市長退席・・・・

○司 会

次に、本日の委員の定足数についてご報告させていただきます。

本日は、伊藤委員、三嶋委員より欠席との連絡をいただいております。このため、本日の委員の皆様の出席数は、10名中8名の出席となっており、過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、関係行政機関としての委員であります海匠農業事務所所長の三嶋委員につきましては、本日代理としまして農業事務所次長深沢様が出席されております。

代理出席者をお願いいたします。意見の発言及び採決に加わることはご遠慮願います。なお、当該関係行政機関に関連する事項につきまして、委員から発言や質問等があった場合は議長の指名により、関係行政機関としての発言をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議 題

○司 会

それでは島田会長、これ以降の議事につきましてはよろしくお願いいたします。

○会 長

それではあらためまして、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の議案書をご覧くださいと思います。本日の議題は1件でございます。市長から付議がありました、議案第1号旭都市計画ごみ焼却場の変更（東総塵芥処理組合ごみ焼却場の廃止）について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（都市整備課長）

それでは議案書によりご説明いたします。着座で説明させていただきます。

議案書の表紙から3枚目のページをご覧ください。議案第1号 旭都市計画ごみ焼却場の変更（東総塵芥処理組合ごみ焼却場の廃止）について、です。

ごみ焼却場は、都市計画法第11条第1項において都市施設として位置付けられております。都市施設とは市民の皆さんが快適な生活を営む上で欠くことのできない施設ですが、その立地にあたっては周辺的生活環境への影響などを総合的に判断する必要があることから、都市計画法第11条第2項において都市計画に都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるとともに、面積その他政令で定める事項を定めるように努めること、とされております。

旭市では昭和42年に東総塵芥処理組合ごみ焼却場を都市計画当初決定し、今日に至りますが、令和3年4月1日からは、銚子市に設置される広域ごみ処理場が稼働するため、旭市ではごみの焼却と粗大ごみの処理に関連する事業を廃止することから、都市計画変更を行うものであります。

なお、東総塵芥処理組合は、平成17年の市町村合併時に解散し、施設の名称は旭クリーンセンターとなっておりますが、都市計画上の名称は東総塵芥処理組合ごみ焼却場のままとっております。

次のページをご覧ください。本件につきまして市長からの付議書の写しが添付されております。都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により付議されたものです。

議案書の付箋番号1（資料1）をご覧ください。こちらは計画書になります。都市計画変更の内容と理

由が記載されております。

議案書の付箋番号2(資料2)をご覧ください。こちらは新旧対照表になります。ごみ焼却場の名称、位置、面積、種類を定めておりましたが、廃止となるため削除となります。

議案書の付箋番号3(資料3)をご覧ください。こちらは理由書になりますので読み上げます。

現在、旭市で都市計画決定しているごみ焼却場は、東総塵芥処理組合ごみ焼却場で、昭和42年8月に都市計画を当初決定し、昭和43年3月からごみ焼却炉による焼却処理を開始しております。

昭和49年10月には、人口増に伴って増加する焼却対象ごみを安定処理するため、区域面積を拡張する都市計画の変更を行い、ごみ焼却炉を増設しました。

その後も人口増加、生活水準の向上等によるごみ排出量の増加に対応するため、昭和58年4月から粗大ごみ処理施設を稼働、また平成4年に既存のごみ焼却炉を廃止して、新たなごみ焼却炉を整備しました。

そして平成6年に搬入道路部分の追加に伴う区域面積の拡張のため、都市計画の変更を行いまして、今日に至っております。

今後のごみ処理については、平成30年に都市計画決定された銚子市・匝瑳市・旭市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合により銚子市内に設置される新たな広域ごみ処理施設において処理することとなります。なお、当該施設は令和3年4月1日からの稼働開始に向けて、現在整備が行われております。

広域ごみ処理施設稼働後は、東総塵芥処理組合ごみ焼却場ごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設を解体し、積み替え中継施設として整備することが計画されております。

これに伴い、旭市が処理する一般廃棄物処理事務のうち、ごみの焼却と粗大ごみの処理に関連する事業を廃止するため、都市計画変更を行うものであります。

議案書の付箋番号4(資料4)をご覧ください。こちらは総括図になります。ごみ焼却場の廃止区域が示されております。図面中央に東総塵芥処理組合ごみ焼却場ということで吹き出しの文字がありまして、中央に向けて矢印が書いてあります。黄色に赤い枠で色付けされた部分です。

議案書の付箋番号5(資料5)をご覧ください。こちらは都市計画の策定経緯の概要書になります。

これまでの手続きの経過や今後の予定を記載しておりますのでご説明いたします。

令和2年9月16日に県に事前協議を行い、令和2年10月2日に「異存なし」と回答を得ました。令和2年11月16日から11月30日まで、都市計画案の概要について、公告・縦覧及び公述の申し出の受付を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。令和2年12月11日に公聴会を開催する予定でしたが、公述の申し出がないため、中止としました。法定手続きとして、都市計画法第17条第1項及び第2項に基づき、令和3年1月15日から1月29日までの2週間、公告・縦覧及び意見書の受付を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。法定縦覧が終了したため、同法第19条第1項の規定に基づき、市から本審議会に付議し、本日の開催に至っております。

今後の予定としましては、同法第19条第3項の規定により県と協議し、4月中旬の決定告示を目指して手続きを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○会 長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

本日審議していただく案件は、旭市から千葉県に申し出する都市計画ごみ焼却場の変更案についてです。本日は都市整備課に加え、環境課も出席しておりますので、環境課の所管に関する事項についてもあわせて質問いただきまして、最後にこの原案でよろしいか審議いただきたいと思ひます。

それではご質問、ご意見等ある方は発言をお願いいたします。

・・・質問なし・・・

ご質問がないようでしたら、このあたりでお諮りしたいと思います。

議案第1号旭都市計画ごみ焼却場の変更（東総塵芥処理組合ごみ焼却場の廃止）について、賛成の方の挙手を求めます。

・・・全員挙手・・・

賛成多数と認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

なお、市長への回答につきましては、私にご一任願ひたいと思ひますがいかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

それではご異議がございませんので、私の方で取りまとめのうえ、市長に回答させていただきます。

6.閉 会

○会 長

その他、委員の皆さん何か質問等ございますか。

○委 員

先ほど市長が退席の時に都市計画区域の話をしました。「都市計画区域になったからといって、すぐ都市計画税がかかることはない」と言っていたのですが、どういうことでしょうか。

都市整備課長

先ほどの市長さんのご発言の中の要旨であります。都市計画区域にすることと税は別というふうに発言なさったと思ひます。ですから都市計画区域にエリアをしたからといって、そのエリアすべてに税をかけるということと別というふうに認識してもらいたい、というところをおっしゃったと思ひます。

○委 員

都市計画区域に入ったら全部都市計画税がかかるのではないですか。例えば隣の銚子市とかの市街地とそれ以外の農村地帯がありますが、あれは全部かかっているんでしょ、どうなんですか、そこ大事なところなので。かからないなら問題ないのだけれども。

都市計画課長

都市計画税がかかる区域をですね、都市計画税条例のほうで区域を指定するような制度になっておりますので、税条例のほうでかかる区域とかかからない区域をわけている、というふうに認識しております。

旧旭のエリアはかかっています。農地は別でございます。そのようにわけることができるというふうな認識で。ですから市長さんはエリアを拡大したからといって全域に税をかける認識ではなく、別に考えていただきたいとおっしゃったということです。

もう一点、都市計画税は目的税となっておりますので、作る目的のものに対して税金が投入されるという制度になっております。

○委 員

固定資産が 14/1000、それに対して都市計画税がまたかかるわけですが、旭市で 4 億 5 千万くらいでしたっけ、(2 億 5 千万という声あり) 2 億 5 千万台、都市計画税が、そんなもんでしたっけ。

それで確認ですが、旧旭でも農村部はかかっていないということですか、例えば足川とかあの辺はかかっているんじゃないかと。

○都市整備課長

言い方が悪かったです。農地（農振農用地区域）にはかかっていないということです。

○委 員

農地にはかかってないけれども住宅、宅地にはかかるということですね。わかりました。

○会 長

ほかにございますか。

・・・なし・・・

事務局のほうからは何かございますか。

○事務局

会の議題としては特にございません。

○会 長

それでは以上を持ちまして、旭市都市計画審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。